居宅介護予防支援重要事項説明書

1　サービスについての相談窓口

電話　0745－43－3901（月～金曜日　午前８時３０分～午後５時まで）

担当　介護福祉事業課

＊ ご不明な点があれば、何でもおたずねください。

2　居宅介護予防支援事業所の概要

（1）事業所の所在地・営業日および時間等について

事 業 所 名 称	社会福祉法人　川西町社会福祉協議会　居宅介護予防支援事業所
介護保険指定事業所番号	奈良県知事第 2971800012 号
事業所所在地	奈良県磯城郡川西町吐田９４番地　℡0745-43-3939（代表） ℡0745-43-3901（直通）
サービス提供地域	川西町内＊地域以外の方でもご希望の方はご相談ください
営業日及び時間	月～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分まで （但し、１２月２９日～１月３日及び祝日法による休日を除く）
その他	緊急連絡先：090-1590-0940

（2）職員の体制

管理者	中尾　猛（主任介護支援専門員）

職種	常勤	業務内容
介護支援専門員（管理者兼務）	１名	居宅介護予防支援業務及び指揮・管理。
介護支援専門員	１名	居宅介護予防支援業務。

3　利用料金

（1）利用料

※要支援者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、１ヵ月毎に居宅介護支援費を頂き、当事務所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を、後日市町村の窓口に提供しますと、全額払い戻しを受けることができます。

（２）交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。ただし、三宅町内及び田原本町内については、この限りではありません。片道３㎞未満 200 円・片道３㎞以上は１㎞毎に 50 円加算

（３）解約料

解約料について費用は一切かかりません。

４　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずはお電話か、社会福祉協議会窓口でご相談ください。介護支援専門員がお伺いします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①　利用者のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出があればいつでも解約できます。

②　事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヵ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③　自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所等した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の認定要介護区分が、介護保険の非該当（自立)、及び、要介護と認定された場合

・利用者が亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき

④　その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約をを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

５　当事業所の居宅介護予防支援等の特徴

（１）事業の目的

要介護者や家族のご希望、その他の状況に応じ、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるような計画の作成と、サービス事業者及び介護保険施設との調整をはかり、サービスの提供が確保されることを目的とします。

（２）運営方針

ア　利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るように配慮します。

イ　利用者の選択に基づき、適切なサービスを総合的かつ効率的にサービス事業者から提供されるよう配慮します。

ウ　利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って不当にサービスが偏ることのないよう公正中立に行います。

６　居宅介護予防支援業務の実施概要等

（１）介護予防サービス計画の作成について

①　当事業所は、介護予防サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

ア　利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ　利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。また、生活機能の改善を実現する為の適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定します。

ウ　当事業所は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、特定の事業者に不当に偏るような誘導又は指示を行いません。

エ　利用者又は家族は、担当の介護支援専門員に対して複数の事業所の紹介、介護予防サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が可能です。

オ　居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

②　当事業所は、利用者が訪問看護等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。

③　当事業所は居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービスを選択するための内容を利用者またはその家族に対して説明します。なお、利用者は当事業所が作成した介護予防サービス計画の原案に同意しない場合には、当事業所に対して介護予防サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

（２）サービス実施状況の把握、評価について

①　当事業所は、介護予防サービス計画作成後も、利用者又はその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、介護予防サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との調整を行います。

②　当事業所は、介護予防サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者

の状態を定期的に評価します。

③　当事業所は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、当事業所は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

（３）介護予防サービス計画の変更について

当事業所が介護予防サービス計画の変更の必要性を認めた場合、又は当事業所が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、当事業所と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画の変更をこの居宅介護予防支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

（４）給付管理について

当事業所は、介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

（５）要介護認定等の協力について

①　当事業所は、利用者の要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

②　当事業所は、利用者が希望する場合は、要介護の申請を利用者に代わって行います。

７　事故発生時の対応

①　利用者に対する指定居宅介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②　利用者に対する指定居宅予防介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

③　事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入します。

８　虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

①　虐待を防止するための研修の実施

②　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③　その他虐待を防止のために必要な措置

④　サービス提供中に当該事業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

９　身体拘束等の禁止

① 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

③ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に挙げる措置を講ずる。

・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備。

・ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施。

１０ 事業継続計画

事業継続計画（BCP）策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して本事業の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

１１ 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議などにおいてその対策を協議し、対応指針等作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

１２ 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

１３ サービス内容に関する苦情

当事業所の提供している居宅介護予防支援サービスに関するご相談・苦情、及び介護予防サービス計画に基づいて提供している各居宅サービスに関するご相談・苦情を承ります。

当事業所の窓口	① 電話番号 0745－43－3901　　苦情受付担当者 ② 別紙のとおり　　第三者委員
川西町の窓口	電話番号 0745－44－2211(代表)　長寿介護課
公的団体の窓口 (奈良県国民健康保険団体連合会)	所在地　橿原市大久保町 302－1
	電話番号 0744－29－8326　介護保険課 指導相談係

※受付月曜日～金曜日８：30～17：00（但し、１２月２９日～１月３日及び祝日法による休日を除く）

----------契約締結時には、確認のため署名押印する----------

令和　　年　　月　　日

居宅介護予防支援の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　名称　　社会福祉法人　川西町社会福祉協議会

説明者　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（担当介護支援専門員）

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（代理人）　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印